

令和 7 年 5 月 1 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 7 年 5 月 8 日午前 10 時招集の丸亀市議会臨時会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第 54 号 専決処分の承認について（丸亀市市税条例の一部改正）

議案第 55 号 専決処分の承認について（丸亀市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第 56 号 専決処分の承認について（債権の放棄（保育士就職準備金貸付金））

議案第 54 号

専決処分の承認について（丸亀市市税条例の一部改正）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

専決処分書

丸亀市市税条例の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

丸亀市長 松 永 恭 二 国

丸亀市市税条例の一部を改正する条例

丸亀市市税条例(平成 17 年条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
第 2 章 普通税	第 2 章 普通税	
第 3 節 軽自動車税	第 3 節 軽自動車税	
(種別割の税率)	(種別割の税率)	
第 77 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第 77 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第 77 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 原動機付自転車	(1) 原動機付自転車	(1) 原動機付自転車
ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円	ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円	ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円
イ 二輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え 0.09 リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.6 キロワットを超え 0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円	イ 二輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え 0.09 リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.6 キロワットを超え 0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円	イ 二輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え 0.09 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワットを超え 0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円
ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円	ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円	
エ 二輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円	エ 二輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円	エ 二輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円
オ 略	オ 略	オ 略
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略	(2)・(3) 略

改正後	改正前
(種別割の減免) 第 81 条の 2 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力(第 77 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、<u>原動機の総排気量及び最高出力</u>) (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第 81 条の 3 略 2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>又</u>	(種別割の減免) 第 81 条の 2 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第 81 条の 3 略 2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))<u>を提示す</u>

改正後	改正前
はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) 略 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4・5 略 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略 14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、か	るとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) 略 3・4 略 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略

改正後	改正前
つ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。 <u>15</u>・<u>16</u> 略	<u>14</u>・<u>15</u> 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の丸亀市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第77条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 55 号

専決処分の承認について（丸亀市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

専決処分書

丸亀市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

丸亀市長 松 永 恭 二 国

丸亀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丸亀市国民健康保険税条例(平成17年条例第126号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(課税額) 第2条 略		(課税額) 第2条 略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>66万円</u> とする。		2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。		3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。
4 略		4 略
(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、 <u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>26万円</u> を超える場合には、 <u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当		(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当

改正後	改正前
該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 30 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 56 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略	該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 54 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)

- 2 この条例による改正後の丸亀市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 56 号

専決処分の承認について（債権の放棄（保育士就職準備金貸付金））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

専決処分書

債権を放棄することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 17 日

丸亀市長 松 永 恭 二 団

1 債権の内容

保育士就職準備金貸付金

2 相手方及び債権額

相手方	住 所	債権額
■	■	300,000 円
■	■	300,000 円

3 債権の発生年度

令和 3 年度

4 債権放棄の理由

債務者が市内の保育所等に就職し、所要の勤務条件で 3 年間継続して勤務したことから、丸亀市保育士修学資金等貸付条例（令和 4 年条例第 22 号）の例により返済の免除を決定し、債権の放棄を行うもの

提 案 理 由

議案第 54 号及び第 55 号

専決処分の承認につきましては、地方税法の一部が改正され、軽自動車税に関連して、二輪車の車両区分の見直しに伴う新基準原付の新設、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備、固定資産税に関連して、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの減税措置に係る申告の見直し等のため、丸亀市市税条例の一部を、また、同法施行令の一部改正に伴う、国民健康保険の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しのため、丸亀市国民健康保険税条例の一部を、それぞれ専決処分により改正いたしましたので、これを報告し、御承認を求めるものであります。

議案第 56 号

専決処分の承認につきましては、債務者が市内の保育所等に就職し、所要の勤務条件で3年間継続して勤務したことから、丸亀市保育士修学資金等貸付条例の例により保育士就職準備金貸付金に係る債権の放棄を専決処分しましたので、これを報告し、御承認を求めるものであります。